

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和6年9月12日（令和6年（行情）諮問第1009号）

答申日：令和8年6月17日（令和8年度（行情）答申第231号）

事件名：「浮島丸関係資料の取扱いについて（厚生省よりの合議）（特定日）」
の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年4月18日付け情報公開第00117号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書中、不開示としている部分について精査の上、不開示条項に該当しない情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分では、文書の表題以外を一括して不開示としており、一つひとつの情報について不開示条項に該当するかどうかを細かく検討していない可能性が高い。改めて精査の上、不開示条項に該当しない情報については開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

処分庁は、令和6年3月19日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、法に基づき本件対象文書を特定し、部分開示とする決定を行った（原処分）。これに対し、審査請求人は、令和6年6月11日付けで不開示としている文書について、不開示部分の精査の上、不開示条項に該当しない情報の開示を求める旨の審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、本件対象文書である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象文書で不開示としている部分について、一つ一つの情報について不開示条項に該当するかどうかを細かく検討していない可能性が高いため、改めて精査の上、不開示条項に該当しない情報について開示を求めると主張する。

(4) 不開示とした部分について

本件対象文書は、公にしないことを前提とした政府部内の訴訟対応方針に係る検討又は協議の内容に関する記述等であって、公にすることにより、政府部内の率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、5号に該当し、不開示とした。

(5) 結論

今般、上記(3)の審査請求人の主張を踏まえ、改めて検討した結果、原処分において不開示とした部分のうち、10～15ページの一部は開示することが妥当であると判断し、開示することとする。残りの不開示部分については、上記(4)の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分の判断を維持し、不開示とすることが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 本件対象文書には、昭和20年8月24日に朝鮮半島出身者を乗せ京都府舞鶴湾内で沈没した浮島丸関連名簿等の一部及び厚生省(当時)と外務省との協議内容が記載されている。

(2) 本件対象文書の13頁目ないし15頁目の不開示維持部分については、浮島丸遭難者の氏名が記載されている。当該部分は、特定の個人を識別できる情報に該当し、当該部分を公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示情報の適用条項に法5条1号を追加する。

(3) 上記(2)を除く不開示維持部分には、浮島丸遭難者の遺骨についての我が国政府部内の検討内容や対応振りが記載されている。

浮島丸遭難者の遺骨に係る日韓間の協議は今後も予定されており、当該部分を公にすることにより、当時の我が国政府部内の未成熟な検討内容や対応振りが明らかとなり、将来韓国との交渉上我が国が不利益を被るおそれがある。また、北朝鮮との間で類似の交渉が将来行われた場合、北朝鮮が、遺骨返還に係る我が国の交渉方針等を把握・推測したり、当該情報を交渉材料として利用した場合、北朝鮮との交渉上、我が国が不利益を被るおそれがあることから、不開示情報の適用条項に法5条3号を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 令和8年4月22日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月22日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑥ 同年6月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

諮問庁は、上記第3の1（5）において、10頁目ないし15頁目の一部分（別表2に掲げる部分）は新たに開示すると説明しており、また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、別紙の3に掲げる部分について新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、13頁目ないし15頁目につき法5条1号の不開示理由を追加し、その他の不開示維持部分につき同条3号の不開示理由を追加した上で、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）13頁目ないし15頁目の不開示維持部分について

当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の2（2）のとおり説明する。

当審査会において当該部分を見分したところ、諮問庁の説明のとおり記載であることが認められる。当該部分は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）その他の不開示維持部分について

当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の2（3）のとおり説明する。

これを検討するに、浮島丸遭難者の遺骨返還に係る日韓間の協議は今後も予定されており、当該部分を公にすることにより、当時の我が国政府部内の未成熟な検討内容や対応振りが明らかとなり、将来韓国との交渉上我が国が不利益を被るおそれがあるとする諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。また、北朝鮮との間で類似の交渉が将来行われた場合、北朝鮮が遺骨返還に係る我が国の交渉方針等を把握・推測したり、当該情報を交渉材料として利用し、北朝鮮との交渉上、我が国が不利益を被るおそれがあるとする諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、3号及び5号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

e-GOVの行政文書ファイル管理簿に登録されているファイル「浮島丸訴訟3」に収録されている「浮島丸関係資料の取扱いについて（厚生省よりの合議）（特定年月日）」

2 本件対象文書

浮島丸関連資料の取扱いについて（厚生省よりの合議）（特定年月日）

3 諮問庁が新たに開示する部分

1 2 頁目全部

別表 1 (原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由)

不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
本件対象文書	公にしないことを前提とした政府部内の訴訟対応方針に係る検討又は協議の内容に関する記述等であって、公にすることにより、政府部内の率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 5 号

別表 2 (諮問庁が理由説明書で新たに開示する部分)

頁	新たに開示する部分
10 頁目	左 7 行を除く全部
11 頁目	本文のうち右 3 行を除く全部
12 頁目	本文のうち左から 2 行目ないし 6 行目を除く全部
13 頁目ないし 15 頁目	氏名を除く部分全部

※ 当審査会事務局において整理した。